

基本測量に関する長期計画 (案)

平成 2 1 年 月 日

国土交通省国土地理院

○国土交通省告示第 号

測量法(昭和24年法律第188号)第12条の規定に基づき、基本測量に関する長期計画を定めたので、その関係書類は、国土交通省国土地理院(茨城県つくば市北郷1番)に備え置いて閲覧に供する。

平成21年 月 日

国土交通大臣

目 次

1 . はじめに	1
2 . 長期計画改定の背景	2
3 . 計画期間と構成	4
(1) 計画期間	
(2) 本長期計画の構成	
4 . 地理空間情報の活用がもたらす新しい社会 (将来の展望)	5
(1) 地理空間情報の活用がもたらす新しい社会	
(2) 地理空間情報の活用を通じた世界の安定と持続可能な発展の 確保	
5 . 地理空間情報活用推進行政の展開	9
6 . 基盤となる地理空間情報の整備	11
(1) 位置の基準となる情報の整備	
(2) 国土を表す地図の基準となる情報の整備	
(3) 防災等国土管理に共用される情報の整備	
7 . 地理空間情報活用のための環境整備	17
(1) 衛星測位等の活用推進	
(2) 基盤地図情報の整備・活用推進のための環境整備	
(3) 地理空間情報の効率的整備と相互利用の推進	
(4) 地理空間情報の円滑な流通・活用の推進	
(5) 人材の育成とリテラシーの向上	
8 . 地理空間情報の活用推進に向けた連携と研究開発の推進	21
(1) 産学官との連携の推進	
(2) 国際連携の推進	

(3) 研究開発の推進

9 . 評価と見直し	22
------------------	----

別表 施策・事業の目標

1．はじめに

基本測量に関する長期計画（以下「長期計画」という。）は、すべての測量の基礎となる測量として国土地理院が行うこととされている基本測量に関する計画であり、測量法第 12 条に基づき国土交通大臣が定めるものである。

長期計画は、基本測量の目標と規模をあらかじめ公表することにより、測量の重複を除くとともに、その正確さを確保するという測量法の目的を達成するために策定するものである。

また、平成 19 年に成立した地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）では、空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報及びこれに関連付けられた情報を地理空間情報と定義し、国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上でその高度な活用を推進することが極めて重要であるとしている。

今回の長期計画の改定は、測量法に加え、新たに制定された地理空間情報活用推進基本法等を踏まえつつ、測量成果をはじめとする地理空間情報が社会において一層有効に活用される地理空間情報高度活用社会の実現に向けて、国土地理院が主体となって行うべき施策を明らかにすることを目的とするものである。

２．長期計画改定の背景

長期計画は、昭和 28 年に初めて策定されて以来約 10 年ごとに策定されている。

前回の計画は、平成 16 年 6 月に平成 25 年度までの計画として策定され、あらゆる地理情報をいつでも、どこでも、だれでも容易に共有できる環境を構築するため、位置情報基盤の整備と利活用の推進、電子国土基幹情報の整備と利活用の推進、防災・減災のための地理情報の整備と利活用の推進、の 3 点を基本に目標を定め、重点的に取り組む施策・事業を明示した。

その後、平成 19 年には測量成果の電子的提供、複製・使用承認のワンストップサービスの推進などを内容とする測量法の改正を行った。また、同年制定された地理空間情報活用推進基本法では、「基盤地図情報」を電子地図上における位置の基準、すなわち様々な測量成果を含む地理空間情報を位置的に結合させる重要な役割を果たすものとして位置付けるとともに、地理情報システム(GIS)、衛星測位等の技術の利用の推進、人材の育成、国、地方公共団体等の関係機関の連携の強化等を総合的かつ体系的に行うことを求めている。あわせて同法では、GIS に関する施策と衛星測位に関する施策があいまって地理空間情報を高度に活用することができる環境を整備することを求めている。

また、平成 20 年 4 月に閣議決定された地理空間情報活用推進基本計画では、基盤地図情報の円滑な整備を図るとともに、地理空間情報の活用により国民の安全・安心と利便性向上、行政の効率化、地理空間情報を活用した新産業・新サービスの創出と発展等を目指すこととしている。

さらに、平成 20 年 5 月に宇宙基本法（平成 20 年法律第 43 号）が制定され、国は測位に関する情報システム等の整備の推進その他の施策を講ずることとされている。

以上の社会的背景にかんがみ、地理空間情報の整備・流通・活用の基盤を形成することを基本理念とした新しい長期計画を策定するものである。

本計画の推進に当たっては、地理空間情報活用推進基本計画、国土形成計画、社会資本整備重点計画等関連する政策との整合性の確保や、連携効果の発揮に十分配慮するものとする。

3．計画期間と構成

(1) 計画期間

基本測量の測量成果に基づき公共測量等の各種測量が正確かつ効率的に実施されるためには、基本測量の計画が一定期間継続して施行される必要がある。また、施策の効果を評価する上でも、社会へ浸透する期間を必要とする。このことから、本計画の計画期間は、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間とする。

(2) 本長期計画の構成

今後の測量行政を方向付けるためには、我が国の将来の社会の目指すべき姿を見据えることから始める必要がある。そのため、地理空間情報活用推進基本計画等に示された社会の将来像等をもとに、地理空間情報の活用がもたらす新しい社会の展望を 4．に明示する。

また、この社会を実現するための基本的な方向性を 5．に、その方向性に基づいて実施すべき具体的施策を 6．から 8．までに明示する。さらに別表に本計画における施策・事業の目標をまとめる。

4．地理空間情報の活用がもたらす新しい社会（将来の展望）

測量成果等の地理空間情報は、地震や風水害などの災害への迅速な対応、あるいは、良好な環境の保持などの適切な国土管理を図る上で重要な役割を果たしている。

また、近年ではインターネットの普及等により、国、地方公共団体、民間、個人等が様々な地理空間情報を利用する、あるいは発信する機会が増加している。このため、これまであまり用いられることのなかった様々な地理空間情報が広く活用されることにより、新しい社会への展望を描くことが可能になる。

さらに、世界各地に地理空間情報を活用できる環境が広がることで、地球規模の課題を含めた世界における諸課題について、解決への方向性が見出されることも期待できる。

ここでは、地理空間情報が高度に活用されることによりもたらされる新しい社会（地理空間情報高度活用社会）の展望を示すとともに、地理空間情報の活用を通じた世界の安定と持続可能な発展に向けた展望について示すものである。

（１）地理空間情報の活用がもたらす新しい社会

安全で安心できる社会

ア 関係機関が連携して災害や事故、犯罪に備える安全な社会

様々な情報を地図上に集約しつつ災害や事故、犯罪への対応が検討され、さらにその情報が広く周知されることで、災害等に強い社会の形成が進む。

イ 危険を避けるために必要な情報をリアルタイムに誰もが共有できる社会

災害や事故発生時において、行政関係者、被災者等が時々刻々と変化する現地の状況をリアルタイムで共有することで、行政による効果的な支援が可能になるとともに、現場にいる者が行政からの支援が得られない場合であっても、現場の一人一人が状況を判断し適切に対応することが可能となる。

ウ 迅速な災害復旧・復興の実施

被災前後の地域の状況を示す情報と地名情報を用い、被災した家屋、施設等について GIS により整理し視覚化することで、被災者に対する各種行政手続の迅速化や速やかな災害復旧・復興が実現する。

豊かで暮らしやすい社会

ア 移動しやすく暮らしやすい、誰にでも優しい社会

GPS 等の測位技術が広く普及することにより、自身の位置が分かり、また、目的とする場所への方向と距離などを簡単に知ることができるようになる。これにより、すべての人々の行動が広がり、生活空間の拡大が図られる。

イ 新たなコミュニケーションの場の形成

地域の状況から時事問題に至るまでの様々な情報をネットワーク上で地図をベースに視覚化することにより、分野を越えた様々なコミュニケーションの場が形成される。

国土環境が良好に保たれる社会

ア 良好な環境の保全と持続可能な発展

環境の変化について把握することで、環境への負荷のより少ない効率

的で持続可能な経済活動を推進することができる。

イ 効果的な施設整備による良好な国土の保全

国土の状況の変化を把握することにより、保全が必要となる地域を特定することができ、それにより施設整備が効果的に行われ、国土がより良好に保たれる。

地域がいきいきと自立している社会

ア 地域の振興と地域住民による行政参加の促進

GIS の利用により、地域の利用・開発計画や観光に関する計画が効果的に立てられるようになり、地域の振興が図られる。

また、行政の管理する様々な情報を GIS により集約し視覚化することにより、行政の効率化が図られるとともに、地域住民の行政に対する理解が深まり、行政へ参加しやすい環境が実現する。

イ 風土や歴史を踏まえた多様性のある地域の形成

地域による風土や歴史の違いを理解することで、それぞれの特性を活かした多様性のある地域の形成が図られる。

新たなビジネスが創生される活力あふれる社会

ア 地理空間情報の利用方法の開拓による産業の活性化

位置を鍵に幅広い情報を組み合わせ、様々な視点から物事を見ることで、特色あるコンテンツの流通等新たなビジネスの創出や既存ビジネスの改善が行われるなど産業の活性化が図られる。

イ 人や物の位置の把握による新たなビジネスの実現

人や物の位置や動きを詳細に把握し、視覚化することで、新たな需要

を見いだすとともに、既存のビジネスモデルを発展させることが期待できる。

（２）地理空間情報の活用を通じた世界の安定と持続可能な発展の確保

地理空間情報の活用は、世界の安定と持続可能な発展に寄与するとともに、我が国における新しい社会の実現を促進する上で重要な要素である。

我が国における地理空間情報の活用に関する取組とその効果が世界に及ぶことにより、それぞれの国や地域レベルで適切な開発計画等が作成され、それらの国・地域の安定と持続可能な発展に寄与することが期待される。

また、我が国の地理空間情報の活用に関する知見・ノウハウを海外の事例に適用することで、我が国の新しい社会の実現を円滑に進める上で重要な情報等が得られることも期待される。

なお、このような取組は、我が国がイニシアティブを持った国際的な活動の一層の促進に寄与することにも留意しつつ、推進することが必要である。

5．地理空間情報活用推進行政の展開

4．で示した社会を実現するためには、国土や地域の状況を表す地理空間情報に基づく的確な施策が様々な分野において展開されることが必要である。

地理空間情報が十分に活用されるためには、まず基盤となる地理空間情報が安定して整備更新される必要がある。また、多様な地理空間情報が効率的に整備され、それらが誰にでも容易に入手、活用される環境が整うことが必要である。さらに、国、地方公共団体、民間、学界等の連携により地理空間情報の活用が推進されること、国際的な連携を通じて世界において地理空間情報の整備・活用が進められることが重要である。加えて、地理空間情報の活用に資する研究開発が進められることが必要である。

このような考え方にに基づき、これからの測量行政は、地理空間情報が安定的に整備され、効果的に活用されることを目的とする行政、すなわち「地理空間情報活用推進行政」として新たに展開することが必要である。その目的を果たすため、以下の施策を重点的に実施することとする。

基盤となる地理空間情報の整備

地理空間情報が効果的に活用されるためには、位置の基準や国土を表す地図の基準として利用されるなど、幅広い目的で共用される地理空間情報の整備を進めることが重要である。

具体的には、まず正確な測量が実施できるよう、座標系を管理し適正に位置の基準を与えるとともに、様々な地理空間情報を結びつける基盤地図情報の整備に取り組む。

また、国土を表す地図の基準として、また様々な地理空間情報の取りまとめなどで共用される地理空間情報を整備する。

さらに、防災等国土管理の適切な実施を目的として、国や地方公共団体

などが、国土や地域の状況について共通の知見を持つために必要となる地理空間情報を整備する。

地理空間情報活用のための環境整備

地理空間情報の効率的な整備と幅広い活用を目的として、地理空間情報の整備・流通・利用に関するルール・基準の策定、地理空間情報の流通・活用のための仕組み作り、人材の育成やリテラシーの向上等を推進する。

地理空間情報の活用推進に向けた連携と研究開発の推進

関係府省、地方公共団体、民間、学界等との連携を推進するため、意見交換や情報交換のための仕組みの構築を行う。また、国際連携による地理空間情報の整備や活用を推進するため、世界中で共用される地理空間情報の整備や国際共同観測を推進する。

さらに、地理空間情報活用推進行政に必要な研究開発を推進する。

6．基盤となる地理空間情報の整備

(1) 位置の基準となる情報の整備

位置情報基盤の確立

現実の国土と地理空間情報を結びつけるために、電子基準点、三角点等の基準点とその位置を示す測量成果が特に重要な役割を果たしている。一方、衛星測位を活用した測量により地球上における我が国の土地の位置が分かるようになり、それが地殻変動により徐々に移動・変形していることが明らかになっている。衛星測位をはじめとする多様な技術を用いた測量を効率的に実施し、それらの成果を効果的に活用していくために、時期・手法の異なる測量の成果を一体的に利用できる仕組みを整えた新たな位置情報基盤を確立する。

また、位置情報基盤の維持・管理の高度化に向け、次世代の衛星測位技術等を積極的に活用する。

ア 電子基準点による地殻変動の常時把握と基準となる位置情報の整備

測量における位置の基準を維持するために、地殻等の変動を常に把握する電子基準点による常時観測を離島を含む全国において実施するとともに、高精度三次元測量や高度地域基準点測量、験潮、重力測量を実施する。また、常時観測に必要となる電子基準点の保守や機器の更新・高度化を着実に実施する。

また、基準点に IC タグを設置したインテリジェント基準点を設置し、より利用しやすい環境を整備するとともに、変動する国土において、異なった時期に行われた測量の成果の整合性を確保するため、測量した時期ごとに測量成果を管理し、測量時期の違いによる地殻の定常的な変動の影響を補正するセミ・ダイナミック補正を導入する。

イ 基準となる座標系の維持管理と多様な座標系への対応

地理空間情報を現実の国土上の位置と結びつけるために、VLBI 測量、電子基準点測量等により、基準となる座標系を維持管理するとともに、ジオイド測量や地磁気測量により、各地における標高や磁北の方向をこの座標系と結びつけられるようにする。

ウ 次世代の全世界的衛星測位システム(GNSS)への対応

準天頂衛星や Galileo など測位衛星の種類が今後増加することを踏まえ、位置情報配信事業者など電子基準点の利用者に対する影響や地殻変動観測における安定性、精度などを考慮し、必要に応じて電子基準点を次世代の GNSS に対応したものに改良する。

また、GPS 受信機を使用できる測量の範囲を広げ、測量における GNSS の活用をさらに進めるため、電子基準点による観測結果を基に生成した電離層遅延や対流圏遅延に関する情報を配信する。

基盤地図情報の整備と更新（継続的高精度化）

地理空間情報活用推進基本法では、基盤地図情報を電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となるものの位置情報とし、地理空間情報活用推進基本計画で平成 23 年度までにこれを概成することとしている。また、地理空間情報活用推進基本法第 16 条第 2 項により、国及び地方公共団体は、基盤地図情報の適時の更新その他の必要な施策を講ずることとされている。このため、位置の基準としての「唯一性」を確保しつつ、基盤地図情報の整備と継続的高精度化を伴う更新を行う。

具体的には、基盤地図情報を、電子国土基本図、航空レーザ測量の成果、公共測量の測量成果等の活用により、全国の都市計画区域については平成 23 年度までに縮尺レベル 2500 以上の精度で概成するとともに、都市計画

区域外の重要な平野部等については平成 25 年度までに縮尺レベル 5000 以上の精度で概成する。

また、位置情報基盤に基づき、電子国土基本図や公共測量の測量成果等を活用して基盤地図情報の更新を行うとともに、その正確さの向上を図る。更新は、地理空間情報項目ごとに正確さが最も確保される方法で迅速に行い、基盤地図情報とともに更新時の品質情報を管理する。

なお、地方公共団体等との連携をさらに進め、公共測量の測量成果等により基盤地図情報が円滑に整備されることを目指す。このため、基盤地図情報の整備や更新に必要な地方公共団体等への支援を行う。

(2) 国土を表す地図の基準となる情報の整備

地図上の地名や地理空間情報の定義、取得基準等が情報の整備者ごとに異なると当該情報の利用者が混乱することから、地図等により国土を表す際の基準となる基本的な地理空間情報として、電子国土基本図等を整備する。これらの地理空間情報は、利用の多様化や正確さの確保、更新の効率化などを図るため、デジタルデータによる整備を基本とする。

電子国土基本図の整備と更新

地図情報とオルソ画像、地名情報を合わせた電子国土基本図を電子地図により国土を表す際の基準として、また幅広い目的で共用されるデジタルデータの地理空間情報として整備する。なお、地図情報とは、地形図と同等の内容で基盤地図情報と整合する地理空間情報、オルソ画像とは、空中写真等を正射投影したデジタル画像をいう。

ア 地図情報

平成 24 年度中に全国の地図情報を概成する。整備した地図情報には、国土管理や防災に必要な地貌や土地の状況を表す地理空間情報が含ま

れるが、そのうち主要な地理空間情報項目が現況に適合しなくなった場合には、公共測量の測量成果、国の機関や地方公共団体等に対する基本情報調査の結果を利用することなどにより、該当項目を 3 箇月以内に修正する。その他の項目については、基盤地図情報やオルソ画像の整備・更新と連携して効率的に修正する。オルソ画像を更新しない地域の地図情報については、公共測量による空中写真等を利用し、適切な周期で修正する。

イ オルソ画像

オルソ画像は国土や地域の現況と変化を把握するため、国土や地域の管理上重要な平野部と離島（以下「平野部等」という。）について平成 25 年度までに整備するとともに、5 年周期で更新する。それに加えて、特に重要な変化が生じた地域のオルソ画像については 1 年以内の更新の実現を目指す。

また、オルソ画像の需要拡大が今後想定されることを踏まえ、空中写真からオルソ画像を迅速かつ高精度に作成するために有用な画像基準点を平成 25 年度までに整備するとともに、オルソ画像の更新と連動して継続的に更新を行い、公共測量等におけるオルソ画像作成の効率化に資する。

ウ 地名情報

地名情報は、地理空間情報を利用する上で位置を検索する鍵となるため、公共測量の測量成果、地方公共団体に対する基本情報調査の結果等を活用し、全国で整備更新を行う。

地形図、地勢図等の整備と更新

国土の位置・形状を規定し、国内外に提示するとともに、国土や地域

の広さや特性に応じ、その区域を適切に管理するために、地図の基準として重要な役割を印刷図が果たしている。このため、2万5千分1地形図、20万分1地勢図、50万分1地方図、100万分1日本、500万分1日本とその周辺、湖沼図、精密標高地形図等については当面整備や更新を継続するとともに、これらに関する数値地図の整備と更新を行う。

なお、これらの印刷図と数値地図の整備に当たっては、関係する行政機関との連携を確保するよう努める。

また、地球地図プロジェクトの一環として、地球地図日本の整備と更新を行う。

あわせて、地方公共団体の行政区域等の面積に関する情報の整備と更新を行う。

(3) 防災等国土管理に共用される情報の整備

国や地方公共団体、地域住民など国土管理に関わる者が共通の認識として地域の現状と変化を把握し、その地域の特性に応じた適切な国土管理を行うために必要となる地理空間情報の整備や更新を行う。また、災害時における国土の状況の速やかな把握のため、被災状況等必要な地理空間情報の作成を行う。これらの実施に当たっては、行政的な要求に速やかに対応するため、地方公共団体等各地域の関係機関との連携を強化する。

防災基礎情報の整備と更新

防災、都市計画等の国土管理に必要となる高精度の標高データを航空レーザ測量により整備する。

また、地震や火山活動と密接に関連する地殻変動情報や地盤変動情報を地殻活動連続観測、高精度地盤変動測量等により整備・更新する。

さらに、速やかに災害対応を開始できるよう、地震、火山、洪水等自

然災害の発生する可能性の高い地域を把握し、活断層帯情報、火山災害基礎情報、風水害基礎情報等として整備更新する。

土地利用情報の整備

土地利用の複雑な大都市部と環境変化に脆弱な湖沼湿原周辺について、詳細な土地利用情報等を整備する。

災害時における国土の状況の速やかな把握

地震や火山活動の発生時において地殻変動の概要を迅速に把握するため、機動観測、電子基準点データの緊急解析、干渉 SAR による地殻変動把握等を実施し、必要に応じて基準点成果の適正な利用のための措置を行う。また、災害発生時において国土や地域の状況変化を速やかに把握するため、緊急空中写真撮影等を実施する。さらに、地震等による災害発生時において関係機関と被災情報を共有するための災害概況図等を作成する。

あわせて、災害時等に必要な業務を確実に実施するための業務継続計画の浸透を図るとともに、継続的にその改善を進める。

7. 地理空間情報活用のための環境整備

(1) 衛星測位等の活用推進

GNSS を利用した効率的な測量手法を確立するとともに、その手法に関する普及啓発を行うなど、GNSS を十分に活用できる環境を整備する。

また、屋内においても屋外と連続的に測位できる環境を整備するため、屋内における位置の基準となる測位補完装置やバーコード、IC タグについて、設置手順の標準を定めるとともに、屋内測位に関する標準的な手法を規定する。

(2) 基盤地図情報の整備・活用推進のための環境整備

法定図書として整備される地図（以下「法定地図」という。）等が基盤地図情報を活用して効率的に作成されるよう、法定地図の整備において技術的支援を行うとともに、基盤地図情報に関する連絡会議を設置する等により、所管府省との連携強化を図る。あわせて、関係機関との連携により、作成された法定地図その他各種資料を収集し基盤地図情報の更新への活用を図る。なお、基盤地図情報の高精度化を促進するためには、公共測量の多様な測量成果を参照することが有効であることから、測量法に基づく公共測量の測量成果の写しの提出を促進する。

また、様々な者が整備する地理空間情報の位置の正確さと整合性を確保するため、基盤地図情報を用いて容易かつ効率的に地理空間情報を作成する方法をまとめ、その普及を図る。

(3) 地理空間情報の効率的整備と相互利用の推進

公共測量について、その正確さを確保するため、行政的かつ技術的な支援、調整等を行い、正確な地理空間情報の整備を促進する。

また、オルソ画像の整備を促進するとともに、その共用化の仕組みの構

築を図る。

さらに、地名、施設名、郵便番号など位置座標に対応させることのできる文字やコード（地理識別子）を活用するための仕組みの在り方と基準に関する検討を行う。

作業規程の準則、地理情報標準等の普及

公共測量の正確さを確保するとともに、その測量成果の活用を促進するため、公共測量における作業規程の準則や地理情報標準、測量成果電子納品要領の普及を図る。また、公共測量の実施に必要な手続の周知を図るとともに、手続を容易に行うための仕組みについて検討を行う。さらに、公共測量による正確なハザードマップの整備や既存公共測量成果の世界測地系への移行が促進されるよう、必要な指導、普及啓発活動等を引き続き行う。

あわせて、測量業に関する施策と連携し、民間における地理空間情報の整備、流通、活用の促進に努める。

また、海域と陸域の地理空間情報が一体的に活用できるよう、海洋情報に関する施策との連携を強化する。

オルソ画像の整備と共用化の仕組みの構築

国土全体のシームレスなオルソ画像の整備と更新及びその提供の実現を図るため、国の機関、地方公共団体等との連携により、オルソ画像の整備と共用化を行う仕組みの構築を目指す。

地理識別子活用のための仕組みの在り方と基準化

表現の異なる地図や文字のみの地理空間情報を GIS で扱えるようにする仕組みの構築に必要な地理識別子について、必要な情報整備の在り方等その活用のための仕組みと基準を検討するとともに、国による整備が

必要なものについて整備に着手し、その完成と継続的な更新を目指す。

(4) 地理空間情報の円滑な流通・活用の推進

地理空間情報の円滑な流通と活発な利用に資するため、地理空間情報の取扱いに関する基準及びルール策定並びにワンストップサービス等の仕組みの構築を行う。

地理空間情報の流通や活用を推進する仕組みの構築

特別のソフトウェアを用意しなくても地理空間情報の提供や利用をインターネット上で可能にする電子国土 Web システムを活用し、主題情報等を表示するためのベースマップを備えた Web 版ナショナルアトラスを整備する。

また、測量成果を活用するための手続を効率化し、測量成果の流通や活用を促進するため、国土地理院の Web ページから測量成果の複製・使用承認申請等を行えるワンストップサービスを平成 21 年度末までに実現させる。このほか、ワンストップサービスの一環として、どこにどのような地理空間情報が存在するかを検索することができるクリアリングハウスの高度化を進め、その普及を図る。さらに、国土地理院の公表するすべての地理空間情報をインターネットにより一体的に閲覧できるようにする。

地理空間情報の取扱いに関するガイドラインの作成

地理空間情報の利用を促進するため、関係機関との連携により、個人情報と知的財産権に関する具体的な取扱いについて整理し、ガイドラインにまとめる。また、国の安全に係る地理空間情報の取扱いについても政府の取組との連携を図る。

地理空間情報の速やかな提供

国土地理院の整備する各種地理空間情報について、インターネットによる提供や刊行等により広く一般への普及を行う。また、災害時には、関係機関や被災者などへ必要な地理空間情報を迅速に提供する。

(5) 人材の育成とリテラシーの向上

測量及び GIS に関する技術の普及並びに地理空間情報の活用促進に資するため、セミナー・講演会の開催、出前講座等を行い、地理空間情報の整備・利用等を企画できる人材の育成を図る。特に地方公共団体に対しては、地理空間情報の利用を一層促進するため、技術的支援等の取組を強化する。

また、測量士等の資格について、地理空間情報の活用を含む能力が求められる資格となるよう、必要な制度改正を行う。

8 . 地理空間情報の活用推進に向けた連携と研究開発の推進

(1) 産学官との連携の推進

地理空間情報の整備や利用を円滑に進めるため、政府に設置された地理空間情報活用推進会議や全国単位の地理空間情報産学官連携協議会に加え、各地域に、産学官が意見交換や情報交換を行う場を設け、関係府省や地方公共団体、民間、学界との連携を強化する。

(2) 国際連携の推進

地球規模の地殻変動や環境変化の把握に貢献するため、諸外国と連携しつつ、国際的な枠組みにおける地理空間情報の整備を推進する。また、国際共同観測や国際標準の整備に係る協力・連携についても積極的に取り組む。

地球地図プロジェクトによる地理空間情報の国際的整備等の推進

地球環境問題等の検討に必要な地理空間情報を国際連携により整備する地球地図プロジェクトを推進するとともに、アジア太平洋 GIS 基盤常置委員会(PCGIAP)等における各国との連携・協力を積極的に進める。

国際 VLBI 事業等国际共同観測の推進

国際 VLBI 事業、国際 GNSS 事業等の国際連携による観測を行うことにより世界全体における衛星測位等の精度向上に寄与する。また、近年アジア地域で頻発する地震災害に対応するため、アジア太平洋地域測地観測プロジェクト等国际連携による地殻変動等の監視を行う。

地名表記や地理情報標準に関する国際的な意見調整

地理空間情報の相互利用が促進されるよう、国際連合地名標準化会議や国際標準化機構(ISO)の地理情報に関する専門委員会において、意見調整を行うとともに、国際標準を国内の地理情報標準に適切に反映させる。

(3) 研究開発の推進

基本測量に関する長期計画を着実に推進するため、社会情勢の変化や技術動向の変化に対応しつつ、関係機関との連携により、地理空間情報活用推進行政に必要となる研究開発を推進する。

9 . 評価と見直し

各施策・事業の実施に当たっては、その効果について適宜評価を行うとともに、より実効性の高いまた変化し続ける社会情勢に即したものとなるよう、必要に応じて本計画の見直しを行う。

別表：施策・事業の目標

1．基盤となる地理空間情報の整備

	施策・事業の目標
(1) 位置の基準 となる情報の整備	1) 位置情報基盤の確立 電子基準点等による地殻変動の常時把握と位置の基準の維持 ・ 地殻変動等の常時監視（電子基準点測量：1,240点、験潮：25箇所） ・ 高精度三次元測量(強化地域：約 1,200km,1/4～2年周期、重点地域：約 1,350km,1・2年周期、全国：約 17,500km,8年周期) ・ 高度地域基準点測量（全国 10km 間隔,5・10年周期） ・ 重力測量（全国 37 地区,10年周期以内） ・ セミ・ダイナミック補正に必要な地殻変動パラメータの更新と提供（全国,年1回） 基準となる座標系の維持管理と多様な座標系への対応 ・ 国際 VLBI 事業（国際地球基準座標系(ITRF)の維持を主目的とする国際観測：年間約 50 回、地球自転観測：年間約 150 回） ・ VLBI と GPS のコロケーション観測(つくば局,3年周期、新十津川・父島・始良局,5年周期)

	・ ジオイド測量（全国 27 地区） ・ 地磁気測量（地磁気連続観測：11 点、広域帯 MT 連続観測：2 点、一等磁気点：20 点、2 年周期） - 次世代の GNSS への対応 ・ 次世代の GNSS に対応した電子基準点への更新と高度化 ・ 電離層遅延量や対流圏遅延量に関する情報の配信 2）基盤地図情報の整備と更新（継続的高精度化） 基盤地図情報の整備（都市計画区域：縮尺レベル 2500 以上の精度、平成 23 年度まで、都市計画区域以外の平野部等：縮尺レベル 5000 以上の精度、全国概成）と正確さの向上を伴う更新
（2）国土を表す地図の基準となる情報の整備	1）電子国土基本図の整備と更新 地図情報の整備（全国）と更新（主要項目の修正：全国について 3 箇月以内、その他の項目の修正：基盤地図情報やオルソ画像の更新と連携） 平野部等の周期的な撮影、オルソ画像の整備（19 万 km²）と更新（5 年周期、重要な変化が生じた地域は 1 年以内の更新を目指す。）及び画像基準点の整備と更新（オルソ画像と連動） 地名情報の整備と更新（全国）

	2) 地形図、地勢図等の整備と更新 印刷図及び数値地図の整備と更新（全国：2 万 5 千分 1 地形図及びその数値地図、20 万分 1 地勢図及びその数値地図、50 万分 1 地方図、100 万分 1 日本並びに 500 万分 1 日本とその周辺及びその数値地図、電子国土基本図に基づきそれぞれ更新） 湖沼図の整備と更新（50 km²） 精密標高地形図の整備（5,700km²） 地球地図日本の整備と更新（5 年周期） 行政区域等の面積に関する情報の整備と更新（毎年） 既存印刷図と空中写真のデジタル化
（3）防災等国土管理に共用される情報の整備	1) 防災基礎情報の整備と更新 航空レーザ測量（5,700km²） 地殻変動の監視 ・ 地殻活動連続観測（歪計、傾斜計、GPS 観測等による地殻変動の監視） ・ 高精度地盤変動測量（干渉 SAR による地殻変動・地盤変動の監視,年 2 回） ・ 変動地形調査（光波測距儀等による活断層帯の地殻変動監視,42 地区,1～5 年周期） ・ 火山変動測量（15 火山,5 年周期）

	自然災害の発生する可能性の高い地域の把握 ・ 活断層帯情報の整備（20 断層帯）と更新 ・ 火山災害基礎情報の整備（1,000 km²）と更新（重要な変化が生じた地域） ・ 風水害基礎情報の整備（18,000 km²）と更新（都市圏：10,000 km²） 2）土地利用情報の整備（都市圏：14,000 km²、5 年周期、湖沼湿原周辺：1,000 km²、国土環境モニタリング：全国） 3）災害時における国土の状況の速やかな把握 ・ 機動観測（災害発生後又はその可能性がある場合、GPS 測量・辺長測量・水準測量等を機動的に実施） ・ 地震、火山活動時の電子基準点データ等の緊急解析（災害発生 3 時間以内に実施） ・ 干渉 SAR による地殻変動把握（地震等発生後 46 日以内に実施） ・ 緊急空中写真撮影（災害発生 1 日以内に実施） ・ 災害概況図の作成（災害発生後 3 時間以内）
--	---

2. 地理空間情報活用のための環境整備

	施策・事業の目標
(1) 衛星測位等の活用促進	GNSS を活用した効率的な測量手法の確立 電離層遅延量、対流圏遅延量を提供するためのシステムの開発と提供フォーマットの策定 1 周波受信機に入力する補正情報形式の標準化と品質の検査方法の策定、検査の仕組みの構築 屋内測位の基準となる点の位置を決定するための測量手法の標準化
(2) 基盤地図情報整備・活用推進のための環境整備	基盤地図情報に関する連絡会議の設置(全国単位) ・ 法定地図の整備における技術的支援 基盤地図情報整備・活用に関する地方公共団体等との連携 ・ 公共測量の測量成果の写しの提出を促進 基盤地図情報を用いて容易かつ効率的に地理空間情報を作成する方法のとりまとめ
(3) 地理空間情報の効率的整備と相互利用の推進	1) 作業規程の準則、地理情報標準等の普及 ・ 公共測量の測量成果の電子納品を促進(成果の100%を電子納品) ・ 地方公共団体、民間等を対象とした普及啓発活動の実施 2) オルソ画像の整備と共用化の仕組みの構築

	3) 地理識別子整備の在り方と基準化 ・ 必要な基準の整備
(4) 地理空間情報の円滑な流通・活用の推進	1) 地理空間情報の流通や活用を推進する仕組みの構築 Web 版ナショナルアトラスの整備 電子国土 Web システムによる地理空間情報共用化の推進 2) 地理空間情報の取扱いに関するガイドラインの作成 個人情報保護と知的財産権に関するガイドラインの作成 3) 地理空間情報の速やかな提供 国土地理院の整備した地理空間情報のインターネットによる提供、刊行等 災害時における関係機関への地理空間情報の提供
(5) 人材の育成とリテラシーの向上	セミナー、講習会等の開催 地方公共団体等における地理空間情報の高度利用のための技術的支援 測量士資格制度の制度改正

3 . 地理空間情報の活用推進に向けた連携と研究開発の推進

	施策・事業の目標
(1) 産学官との 連携の推進	産学官地方連携協議会（仮称）の設置
(2) 国際連携の 推進	1) 地球地図プロジェクトによる地理空間情報の国際的整備等の推進 ○ 地球地図の整備と更新（5 年周期） 2) 国際 VLBI 事業等国际共同観測の推進 国際 VLBI 事業（国際地球基準座標系(ITRF)の維持を主目的とする国際観測,年間約 50 回、地球自転観測,年間約 150 回）【再掲】 国際 GNSS 事業（7 点,常時観測） アジア太平洋地域地殻変動監視（6 点,常時観測） 3) 地名表記や地理情報標準に関する国際的な意見調整
(3) 研究開発の 推進	地理空間情報活用推進行政に必要となる研究開発の実施

注）**太字**は新規施策